





紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十七年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

東津軽郡今別町大字今別字今別二二の二

太田 禮

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び予定数量

プラテリア® BSE 三〇〇キット程度

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

十和田食肉衛生検査所総務課

十和田市大字三本木字野崎一の二三

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十七年三月二十五日

六 契約の相手方の名称及び住所

東北化学薬品株式会社八戸支店

八戸市沼館一丁目一五の三

七 契約単価

十五万七千五百円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提示した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十七年二月九日

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、中嶋地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年四月十九日から同年五月二十日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、沖浦第2地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月十八日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十七年四月十九日から同年五月二十日まで
- 三 縦覧の場所  
黒石市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坪土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月十八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	坪 米男	上北郡天間林村大字天間館字大平四九	平成一六・三・三

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、榎林土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月十八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	枋木 政則	旧住所 上北郡天間林村大字榎林字家ノ前一二の八 新住所 上北郡七戸町字榎林家ノ前一二の八	平成 一七・三・三
"	花松 正隆	旧住所 上北郡天間林村大字花松字林ノ根二二 新住所 上北郡七戸町字花松林ノ根二二	"
"	高田 達哉	旧住所 上北郡天間林村大字榎林字鉢森平一五八の二 新住所 上北郡七戸町字鉢森平一五八の二	"
"	中村 助定	旧住所 上北郡天間林村大字榎林字家ノ前六六の一 新住所 上北郡七戸町字榎林家ノ前六六の一	"
"	附田 正芳	旧住所 上北郡天間林村大字榎林字貝塚家ノ前三五 新住所 上北郡七戸町字貝塚家ノ前三五	"
"	榎林 文昭	旧住所 上北郡天間林村大字榎林字竿打川原三四 新住所 上北郡七戸町字竿打川原三四	"
"	富田 眞情	旧住所 上北郡天間林村大字野崎字崎四一の二三 新住所 上北郡七戸町字野崎四一の二三	"
"	宮澤 政美	旧住所 上北郡天間林村大字二ツ森字家ノ表一一八 新住所 上北郡七戸町字二ツ森家ノ表一一八	"
"	荒木田 幸之丞	旧住所 上北郡天間林村大字榎林字家ノ前一〇 新住所 上北郡七戸町字榎林家ノ前一〇	"

監事	中嶋 博隆	旧住所 上北郡天間林村大字花松字林ノ根二八の三 新住所 上北郡七戸町字花松林ノ根二八の三	"
"	高田 克雄	旧住所 上北郡天間林村大字榎林家ノ後六 新住所 上北郡七戸町字榎林家ノ後六	"
"	附田 茂	旧住所 上北郡天間林村大字附田字塚長根二〇の一 新住所 上北郡七戸町字塚長根二〇の一	"

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月十八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員別	氏名	住 所	住所変更 の年月日
理事	柳平 廣司	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字柳平一五の二 新住所 上北郡七戸町字柳平一五の二	平成 一七・三・三
"	鳥谷部 忠	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字下鳥谷部四四 新住所 上北郡七戸町字下鳥谷部四四	"
"	鳥谷部 政志	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字舟場向川久保 五二〇の四 新住所 上北郡七戸町字舟場向川久保五二〇の四	"

"	小又 精一	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字森ケ沢四五の二 新住所 上北郡七戸町字森ケ沢四五の二	"
"	天間 敏行	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字森ノ上七五の三 新住所 上北郡七戸町字森ノ上七五の三	"
"	坪 幸一	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字前川原八五の一 新住所 上北郡七戸町字天間館前川原八五の一	"
"	枋木 政則	旧住所 上北郡天間林村大字榎林家ノ前一二の八 新住所 上北郡七戸町字榎林家ノ前一二の八	"
"	小又 福蔵	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字森ケ沢一二 新住所 上北郡七戸町字森ケ沢一二	"
"	小又 勲	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字道ノ上二二の二 新住所 上北郡七戸町字道ノ上二二の二	"
"	中村 定幸	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字舟場向川久保 二三〇 新住所 上北郡七戸町字舟場向川久保二三〇	"
監事	天間 和敏	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字小田下一〇の三 新住所 上北郡七戸町字小田下一〇の三	"
"	坪 米男	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字大平四九 新住所 上北郡七戸町字大平四九	"

"	十枝内隆則	"
"	新住所 上北郡七戸町字夏間木六四の八一	"
"	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字夏間木六四の八一	"

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坪土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月十八日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	坪 倉光	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字上川原三二 新住所 上北郡七戸町字上川原三二	平成 一七・三・三
"	坪 幸一	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字前川原八五の一 新住所 上北郡七戸町字天間館前川原八五の一	"
"	坪 利雄	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字後平一二六の五一 新住所 上北郡七戸町字後平一二六の五一	"
"	坪 竹千代	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字前川原三九の一 新住所 上北郡七戸町字天間館前川原三九の一	"
"	坪 次男	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字前川原三七 新住所 上北郡七戸町字天間館前川原三七	"

"	坪 米男	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字大平四九 新住所 上北郡七戸町字大平四九	"
"	坪 利悦	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字前川原三八の二 新住所 上北郡七戸町字天間館前川原三八の二	"
"	監 事 坪 岩男	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字前川原八一 新住所 上北郡七戸町字天間館前川原八一	"
"	"	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字上平五九の六 新住所 上北郡七戸町字上平五九の六	"
"	"	旧住所 上北郡天間林村大字天間館字後平一二六の二一〇 新住所 上北郡七戸町字後平一二六の二一〇	"

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年四月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
- 1 電子計算組織 一式

- 2 自動設計製図装置 一式
- 二 調達方法
  - 購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県教育庁学校施設課  
青森市新町二丁目三の一
- 四 契約の方法  
随意契約
- 五 契約の相手方を決定した日  
平成十七年二月二十一日
- 六 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社富士通ビジネスシステム青森支店  
青森市長島二丁目一三の一
- 七 契約金額
  - 1 三千二百二十五千円
  - 2 三千五百七十七万五千円
- 八 随意契約の理由  
平成十七年二月二十一日に執行した一般競争入札において、再度の入札に付して落札者がないことから、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第六号により随意契約によることとしたものである。
- 九 契約の相手方を決定した手続  
物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方としたものである。
- 十 入札の公告を行った日  
平成十六年十二月二十八日

正 誤

平成十七年三月三十一日 号外第一九号		発行年月日 発行番号
規則		区分
第三二号		番号
四	一	ページ
下	上	段
後ろから 一四	後ろから 七	行
第三項	第十五条の二 及び	誤
第三項並びに	第十五条の二及び 及び局」及び「及び	正

人 事 課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭

